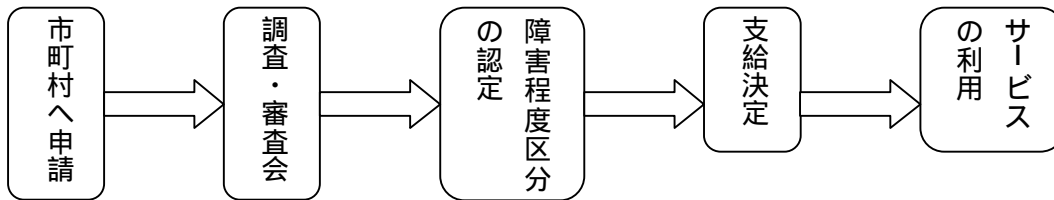


(福祉サービス利用申請の流れ)



福祉サービスを利用した時の利用者の負担はどうか？

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）を利用した場合、原則利用者の負担はかかった費用の **1割** になります。ただし、自己負担額は利用者の世帯の所得の状況により安くなる場合もあります。食費や光熱費なども原則自己負担ですが、収入等に応じて安くなる場合があります。地域生活支援事業においては費用は実施主体の判断で決めることになっています。相談等は無料で行うことが予測されますが、地域活動支援センターなどでは活動にかかる費用は実費となる場合があると思われま

最後に・・・

自立支援法が施行されたとはいえ、サービスの具体的な内容やその質など分からない事も多くあります。障害を持ちながらも日常生活を不便なく送るために、「こういう時はどうしたらいいのだろう？」と思うことがあったらお住まいの市町村の役場に積極的に相談に行きましょう。具体的なニーズ（要求）を挙げることで、各自治体に即したサービスが広がる可能性があります。

<精神障害者保健福祉手帳について>

平成 18 年 10 月 1 日より精神障害者保健福祉手帳の申請に写真添付が必要となりました。今後、様々なサービスを受けられる可能性があります。変更点の具体的な内容を後述いたしますので、そもそも「精神障害者保健福祉手帳」というものがどういうものを簡単にご説明いたします。

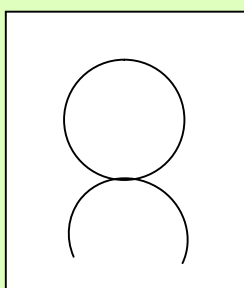
精神障害者保健福祉手帳とは？

精神病、精神疾患（病名は特に問われない）によって日常生活および社会生活に一定の制限がある人を対象とした制度です。医師の診断書をもとに判定されます。

等級として重いものから 1 級、2 級、3 級とあります。手帳の交付を受けることにより、税制上の優遇措置、生活保護の障害者加算、携帯電話の基本料金半額、生活福祉資金の貸付、NTT 番号案内無料措置等、各都道府県・市区町村で様々なサービスがあります。

精神保健福祉手帳の変更点

写真の添付として、縦 4 cm × 横 3 cm 最近 1 年以内に撮影されたもので脱帽し上半身、カラー写真。写真の裏側に氏名と住所を記入してください。



- ・有効期限が残っている場合、希望があれば写真入りの手帳へ変更可能です。
- ・詳しくは、在住地の障害者福祉担当課へお尋ねください。